お知らせinformation

今月の納税など

国民健康保険税 5期分

介護保険料 5期分

後期高齢者医療保険料 5期分

納期限は12月2日(月)です。

※ □座振替の方は、□座の残 高確認をお願いします。

● 個人事業税第2期分の納税をお忘れなく

個人事業税の第2期分の納期限は12月2日(月)です。8月中旬に県から送付した納付書で、最寄りの銀行、信金、農協、漁協、ゆうちょ銀行(ゆうちょ銀行代理店の郵便局を含

む)などの金融機関やコンビニエンスストア、MMK端末設置の店舗(コンビニエンスストアやMMK端末設置の店舗では、納付書1枚当たりの金額が30万円以下のものに限る)、県税事務所で納付してください。

■問い合わせ先

県知多県税事務所課税第一課 県民税・事業税グループ

60569 (89) 8174

国民年金保険料は、所得税と住 民税の申告で全額が社会保険料控 除の対象となります。その年の1月 1日から12月31日までに納付した 保険料が対象です。

平成31年1月1日から令和元年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月中旬に送付されます。年末調整・確定申告の際には、必ずこの証明書または領収書を添付してください。(令和元年10月1日から12月31日までの間に今年初めて国民年金保険料を納付された方には、翌年2月上旬に送付されます)

家族の国民年金保険料を納付された場合も対象です。家族の方宛 てに送られた控除証明書も大切に 保管してください。

問い合わせ先

- ▽ ねんきん加入者ダイヤル ■0570(003)004
- ▽ 半田年金事務所
 - **(21) 2322**

11月11日から17日は「税を考える週間」

テーマ くらしを支える税

国税庁ホームページでは、児童や生徒などが自ら税について学習できるように、租税の意義、役割をわかりやすく解説した「税の学習コーナー」を提供しています。

税金に関するゲーム・クイズも掲載していますので、この機会に、ぜひご家族でご覧ください。



問い合わせ先



詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

税の学習コーナー





